

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集 車川 1-1	乙 (名 称) 多気町長							(所 在 地) 三重県多気郡多気町相可1600番地					
		甲 (氏名又は名称)							(住所又は所在地)					
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始 期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 しておお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	多気郡多気町車川文後	460	2036	ア・6	山林	0.2241	スギ/ヒノキ	51						
2	多気郡多気町車川文後	463-1	2036	ア・6	山林	0.0390	スギ/ヒノキ	51						
3	多気郡多気町車川文後	464	2036	ア・6	山林	0.0198	スギ/ヒノキ	51						
4														
5														
6														
7														
8														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡多気町車川文後	460	2036	ア・6	山林	0.2241	スギ/ヒノキ	51					
2	多気郡多気町車川文後	463-1	2036	ア・6	山林	0.0390	スギ/ヒノキ	51					
3	多気郡多気町車川文後	464	2036	ア・6	山林	0.0198	スギ/ヒノキ	51					
4													
5													
6													
7													
8													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

住 所

多気郡多気町相可1600

多気町長 久保 行男

經營管理權集積計畫

1 個別事項

整理 番号	集 車川 1-2	乙 (名 称) 多気町長							(所 在 地) 三重県多気郡多気町相可1600番地					
		甲 (氏名又は名称) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX							(住所又は所在地) XX					
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始 期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべき時期、相 手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	多気郡多気町車川文後	467	2036	ア・1	山林	0.0227	ヒノキ	35	2021/3/1 (公告月日)	5年 2026/2/28	別添 1 の①参照	別添 2 の①参照	乙から甲に 対して、金銭 の支払いは行 わない。 ただし、経 営管理実施権 が設定された 場合は、木材 の販売収入額 が確定後、経 営管理実施権 者から甲に対 して速やかに 支払いを行う ものとする。	
2	多気郡多気町車川桜淵	508-2	2036	ウ・2	山林	0.5057	スギ/ヒノキ	74/62						
3	多気郡多気町車川桜淵	508-3	2036	ウ・1	山林	0.0366	スギ	90						
4	多気郡多気町車川桜淵	510	2036	ウ・6	山林	0.2181	ヒノキ	69						
5	多気郡多気町車川桜淵	511	2036	ウ・7	山林	0.0198	ヒノキ	60						
6														
7														
8														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡多気町車川文後	467	2036	ア・1	山林	0.0227	ヒノキ	35					
2	多気郡多気町車川桜淵	508-2	2036	ウ・2	山林	0.5057	スギ/ヒノキ	74					
3	多気郡多気町車川桜淵	508-3	2036	ウ・1	山林	0.0366	スギ	90					
4	多気郡多気町車川桜淵	510	2036	ウ・6	山林	0.2181	ヒノキ	69					
5	多気郡多気町車川桜淵	511	2036	ウ・7	山林	0.0198	ヒノキ	60					
6													
7													
8													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

住所

多気郡多気町相可1600

多気町長 久保 行男

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集	車川 1-3	乙 (名 称) 多気町長						(所 在 地) 三重県多気郡多気町相可1600番地					
			甲 (氏名又は名称) [REDACTED]						(住所又は所在地) [REDACTED]					
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	多気郡多気町車川文後	465	2036	ア・2	山林	0.0545	ヒノキ	35	2021/3/1 (公告月日)	5年 2026/2/28	別添1の①参照	別添2の①参照	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡多気町車川文後	465	2038	ア・2	山林	0.0545	ヒノキ	35					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 多気町相可1600

住 所 多気町長 久保 行男

經營管理權集積計畫

1 個別事項

整理 番号	集 車川 1-4	乙 (名 称) 多気町長							(所 在 地) 三重県多気郡多気町相可1600番地					
		甲 (氏 名 又 は 名 称)							(住 所 又 は 所 在 地)					
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始 期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	多気郡多気町車川文後	476	2036	ア・13	山林	0.0148	スギ	56	2021/3/1 (公告月日)	5年 2026/2/28	別添 1 の①参照	別添 2 の①参照	乙から甲に 対して、金銭 の支払いは行 わない。 ただし、経 営管理実施権 が設定された 場合は、木材 の販売収入額 が確定後、経 営管理実施権 者から甲に対 して速やかに 支払いを行う ものとする。	
2	多気郡多気町車川文後	477	2036	ア・13	山林	0.0198	スギ	56						
3	多気郡多気町車川東日浦	501	2036	イ・6	山林	0.0119	スギ	46						
4	多気郡多気町車川西日浦	502-1	2036	イ・6	山林	0.0776	スギ	46						
5	多気郡多気町車川西日浦	502-2	2036	イ・6	山林	0.0165	スギ	46						
6	多気郡多気町車川西日浦	503-1	2036	イ・13	山林	0.3642	スギ	46						
7	多気郡多気町車川西日浦	503-2	2036	イ・13	山林	0.0066	スギ	46						
8	多気郡多気町車川西日浦	504	2036	イ・12	山林	0.3966	スギ	46						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡多気町車川文後	476	2036	ア・13	山林	0.0148	スギ	56					
2	多気郡多気町車川文後	477	2036	ア・13	山林	0.0198	スギ	56					
3	多気郡多気町車川東日浦	501	2036	イ・6	山林	0.0119	その他	46					
4	多気郡多気町車川西日浦	502-1	2036	イ・6	山林	0.0776	その他	46					
5	多気郡多気町車川西日浦	502-2	2036	イ・6	山林	0.0165	その他	46					
6	多気郡多気町車川西日浦	503-1	2036	イ・13	山林	0.3642	その他	46					
7	多気郡多気町車川西日浦	503-2	2036	イ・13	山林	0.0066	その他	46					
8	多気郡多気町車川西日浦	504	2036	イ・12	山林	0.3966	スギ	46					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

住 所

多気郡多気町相可1600

多気町長 久保 行男

經營管理權集積計畫

1 個別事項

整理 番号	集 車川 1-5	乙 (名 称) 多気町長							(所 在 地) 三重県多気郡多気町相可1600番地					
		甲 (氏 名 又 は 名 称)							(住 所 又 は 所 在 地)					
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始 期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基 いて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	多気郡多気町車川文後	472	2036	ア・4	山林	0.0306	スギ/ヒノキ	61	2021/3/1 (公告月日)	5年 2026/2/28	別添 1 の①参照	別添 2 の①参照	乙から甲に 対して、金銭 の支払いは行 わない。 ただし、経 営管理実施権 が設定された 場合は、木材 の販売収入額 が確定後、経 営管理実施権 者から甲に対 して速やかに 支払いを行う ものとする。	
2	多気郡多気町車川文後	473	2036	ア・10	山林	0.0109	スギ/ヒノキ	54/34						
3	多気郡多気町車川文後	478-1	2036	ア・10	山林	0.0099	スギ/ヒノキ	54/34						
4	多気郡多気町車川文後	478-2	2036	ア・10	山林	0.0099	スギ/ヒノキ	54/34						
5	多気郡多気町車川ユリヶ谷	479	2036	ア・14	原野	0.0099	スギ/ヒノキ	54/34						
6														
7														
8														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡多気町車川文後	472	2036	ア・4	山林	0.0306	スギ/ヒノキ	61					
2	多気郡多気町車川文後	473	2036	ア・10	山林	0.0109	スギ/ヒノキ	54/34					
3	多気郡多気町車川文後	478-1	2036	ア・10	山林	0.0099	スギ/ヒノキ	54/34					
4	多気郡多気町車川文後	478-2	2036	ア・10	山林	0.0099	スギ/ヒノキ	54/34					
5	多気郡多気町車川ユリヶ谷	479	2036	ア・14	原野	0.0099	スギ/ヒノキ	54/34					
6													
7													
8													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

住 所

多気郡多気町相可1600

多気町長 久保 行男

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 車川 1-7	乙 (名 称) 多気町長							(所 在 地) 三重県多気郡多気町相可1600番地					
		甲 (氏 名 又 は 名 称)							(住所又は所在地)					
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	多気郡多気町車川文後	462	2036	ア・7	山林	0.9510	スギ	57						
2	多気郡多気町車川毛股ヶ谷	515	2036	ウ・10	山林	4.2644	スギ	50						
3														
4														
5														
6														
7														
8														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡多気町車川文後	462	2036	ア・7	山林	0.9510	スギ	57					
2	多気郡多気町車川毛股ヶ谷	515	2036	ウ・10	山林	4.2644	スギ	50					
3													
4													
5													
6													
7													
8													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所

多気郡多気町相可1600

多気町長 久保 行男

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所

經營管理權集積計畫

1 個別事項

整理 番号	集 車川 1-8	乙 (名 称) 多気町長							(所 在 地) 三重県多気郡多気町相可1600番地					
		甲 (氏名又は名称)							(住所又は所在地)					
									経営管理権の始 期 2021/3/1 (公告月日)	経営管理権の存続 期間 (終期) (B) 5年 2026/2/28	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容 (C) 別添 1 の①参照	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D)の額の算定方法 別添 2 の①参照	乙が甲にD を支払うべき時期、相 手方及び方法 乙から甲に 対して、金銭 の支払いは行 わない。 ただし、経 営管理実施権 が設定された 場合は、木材 の販売収入額 が確定後、経 営管理実施権 者から甲に対 して速やかに 支払いを行う ものとする。	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	多気郡多気町車川尻ヶ狭	493	2036	ア・18	山林	0.5454	スギ/ヒノキ	41/55						
2	多気郡多気町車川狼頭子	494	2036	ア・18	山林	1.0958	スギ/ヒノキ	41/55						
3	多気郡多気町車川桜淵	509	2036	ウ・5	山林	0.3272	その他	60						
4														
5														
6														
7														
8														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡多気町車川尻ヶ狭	493	2036	ア・18	山林	0.5454	スギ/ヒノキ	41/55					
2	多気郡多気町車川狼頭子	494	2036	ア・18	山林	1.0958	スギ/ヒノキ	41/55					
3	多気郡多気町車川桜淵	509	2036	ウ・5	山林	0.3272	その他	60					
4													
5													
6													
7													
8													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

住 所

多気郡多気町相可1600

多気町長 久保 行男

經營管理權集積計畫

1 個別事項

整理 番号	集 車川 1-9	乙 (名 称) 多気町長							(所 在 地) 三重県多気郡多気町相可1600番地					
		甲 (氏名又は名称) 							(住所又は所在地) 					
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始 期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべき 時期、相手 方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	多気郡多気町車川崩谷	498	2036	イ・3	山林	1.2396	スギ/ヒノキ	57/54	2021/3/1 (公告月日)	5年 2026/12/28	別添 1 の①参照	別添 2 の①参照	乙から甲に 対して、金銭 の支払いは行 わない。 ただし、経 営管理実施権 が設定された 場合は、木材 の販売収入額 が確定後、経 営管理実施権 者から甲に対 して速やかに 支払いを行う ものとする。	
2	多気郡多気町車川毛股ヶ谷	515	2036	ウ・8	山林	4.2644	スギ	50						
3														
4														
5														
6														
7														
8														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡多気町車川崩谷	498	2036	イ・3	山林	1.2396	スギ/ヒノキ	57/54					
2	多気郡多気町車川毛股ヶ谷	515	2036	ウ・8	山林	4.2644	スギ	50					
3													
4													
5													
6													
7													
8													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

住 所

多気郡多気町相可1600

多気町長 久保 行男

經營管理權集積計畫

1. 個別事項

整理 番号	集 車川 1-10	乙 (名 称) 多気町長							(所 在 地) 三重県多気郡多気町相可1600番地					
		甲 (氏 名 又 は 名 称)							(住所又は所在地)					
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始 期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべき時期、相 手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	多気郡多気町車川東日浦	499	2036	イ・10	山林	1.5768	スギ/ヒノキ	55/50	2021/3/1 (公告月日)	5年 2026/2/28	別添 1 の①参照	別添 2 の①参照	乙から甲に 対して、金銭 の支払いは行 わない。 ただし、経 営管理実施権 が設定された 場合は、木材 の販売収入額 が確定後、経 営管理実施権 者から甲に対 して速やかに 支払いを行う ものとする。	
2	多気郡多気町車川東日浦	500	2036	イ・10	山林	0.0178	スギ/ヒノキ	55/50						
3	多気郡多気町車川東日浦	507	2036	イ・10	山林	1.2892	スギ/ヒノキ	55/50						
4														
5														
6														
7														
8														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡多気町車川東日浦	499	2036	イ・10	山林	1.5768	スギ/ヒノキ	55/50					
2	多気郡多気町車川東日浦	500	2036	イ・10	山林	0.0178	スギ/ヒノキ	55/50					
3	多気郡多気町車川東日浦	507	2036	イ・10	山林	1.2892	スギ/ヒノキ	55/50					
4													
5													
6													
7													
8													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所

多気郡多気町相可1600

多気町長 久保 行男

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

經營管理權集積計畫

1 個別事項

整理 番号	集 車川 1-11	乙 (名 称) 多気町長							(所 在 地) 三重県多気郡多気町相可1600番地					
		甲 (氏名又は名称)							(住所又は所在地)					
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始 期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべき時期、相 手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	多気郡多気町車川崩谷	496	2036	イ・2	山林	0.3570	スギ	56	2021/3/1 (公告月日)	5年 2026/2/28	別添 1 の①参照	別添 2 の①参照	乙から甲に 対して、金銭 の支払いは行 わない。 ただし、経 営管理実施権 が設定された 場合は、木材 の販売収入額 が確定後、経 営管理実施権 者から甲に対 して速やかに 支払いを行う ものとする。	
2	多気郡多気町車川崩谷	497	2036	イ・2	山林	0.4948	スギ	56						
3	多気郡多気町車川東日浦	505	2036	イ・7	山林	0.1914	スギ	64						
4														
5														
6														
7														
8														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡多気町車川崩谷	496	2036	イ・2	山林	0.3570	スギ	56					
2	多気郡多気町車川崩谷	497	2036	イ・2	山林	0.4948	スギ	56					
3	多気郡多気町車川東日浦	505	2036	イ・7	山林	0.1914	スギ	64					
4													
5													
6													
7													
8													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

多気郡多気町相可1600
多気町長 久保 行男

住 所